

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

函館市立港中学校 令和6年（2024年）年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ等対策組織（生徒支援対策委員会）で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」「陰口・悪口」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織（生徒支援対策委員会）により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

**港中学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。**

- ア 校内組織の設置・外部機関との連携
 - ・生徒支援対策委員会の設置
 - ・外部関係機関との連携、情報共有
- イ いじめの未然防止
 - ・道徳教育や体験活動の充実
 - ・生徒主体のいじめ防止の活動
- ウ いじめの早期発見・早期解決
 - ・アンケートの実施
 - ・教育相談の充実

**港中学校
いじめ対策組織
の役割や活動**

- いじめ等対策組織（生徒支援対策委員会）
- ・いじめの未然防止に関すること
 - ・いじめの早期発見に関すること
 - ・いじめ事案への対応に関すること

**本校の
いじめ防止
プログラムの活動**

- ・生徒会主催の「いじめ根絶集会」等により、異学年交流やいじめ未然防止に向けた取組が年間を通じて主体的に行われるように努めています。
- ・アンケートの結果分析に基づいた教育相談を年間2回行い、生徒が抱えている課題の早期発見・早期解決に努めています。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。下記連絡先にて承ります。

連絡先0138-41-5790（学校代表電話）

函館市教育委員会でも相談窓口を設置しています

相談窓口	電話番号	相談時間等
函館市こころの相談員相談電話（電話）	57-3009	毎週 月曜日～金曜日 （祝日をのぞく） 8：45～17：30
	57-6644	
函館市南北海道教育センター（電話）	57-8251	

右の機関においても「電話相談」を受け付けておりますので、ご利用ください。

函館市子ども未来部次世代育成課内
子どもなんでも相談110番(電話) 32-3192